

記者発表資料

令和2年5月6日（水）
教育委員会学校教育課
担当：櫻井（22-3441）
教育委員会生涯学習課
担当：飛田野（22-3442）
保健福祉部子ども家庭課
担当：鈴木（22-6600 内線 441）

新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う 市立小・中学校の臨時休業再延長と登校日の設定、 市立幼稚園及び社会教育施設等の再開について

- 国の緊急事態宣言の延長や県教育委員会からの臨時休業延長の依頼を踏まえ、本市として、市立小・中学校は5月11日（月）から5月31日（日）まで臨時休業を延長することとしました。
- 市立小・中学校については、臨時休業期間中に登校日を増やししながら、段階的に学校教育活動を再開します。
- 市立幼稚園については、利用の自粛を要請しながら5月11日（月）から再開することとし、保育所・学童保育については、現行を継続します。
- 社会教育施設等については、施設の状況により対応が異なりますので、以下を参照ください。

1 市立小・中学校の臨時休業期間について

- 5月11日（月）～5月31日（日）を休業延長期間とします。
- 今後の感染の状況等により、休業期間の終了を前倒しすることもあります。

2 登校日について

- 5月11日（月）～5月15日（金）
 - ・週1回程度、午前か午後2～3時間の学年ごとの登校とします。
- 5月18日（月）以降
 - ・登校回数を増やす予定です。特に、小学6年生、中学3年生は週3回程度とします。
- 登校日において、感染リスクの低い通常の授業をするものとします。
 - ・当初は、令和元年度分の補充授業を実施し、順次、新年度授業に移行します。
- 臨時休業期間中の課題等による家庭学習は継続します。
- 登校日の詳細は、各学校から連絡します。
- 5月31日（日）までの臨時休業期間においては、学校給食は行いません。

3 登校日における通学方法について

- スクールバスを運行します。
- 徒歩通学の際には、小学1年生などの低学年は、保護者や地域の協力をお願いします。

4 始業式，入学式について

- 始業式は，分散登校日に実施します。
- 入学式は，学校再開後に実施します。

5 臨時休業中の学校預かり，学童保育について

- 児童生徒の学校預かり，放課後児童クラブ（学童保育）は，現行を継続いたします。これまでご協力いただいていた通り，できるだけ家庭等で対応していただくことをお願いいたします。

6 市立幼稚園の再開について

- 5月11日（月）から再開します。
- 適切な感染予防対策を講じたうえで再開しますが，家庭での保育が可能な保護者は，利用を控えていただくようお願いいたします。

7 認可保育所・認定こども園・小規模保育所について

- 現行通り開園，開所しつつ，当面，5月31日まで利用自粛期間を延長します。適切な感染予防対策を講じ，これまでどおり開所したうえで，家庭での保育が可能な保護者の方は，利用を控えていただくようお願いいたします。

8 体育館，児童センター・児童館，保健福祉施設，震災遺構・伝承館，大曲コミュニティセンター，はまなすの館の利用中止について

- 5月31日（日）まで利用中止を継続します。

9 図書館，リアス・アーク美術館について

- 図書館については12日（火）から，リアス・アーク美術館については13日（水）から，予防策を講じた上で，利用を再開します。

10 公民館，市民会館，コミュニティセンターについて

- 感染防止策を講じた上での比較的少人数（最大50人程度）かつ以下の条件が満たされたイベント等（具体例：演奏会（歌唱を伴わないもの）や茶会などの室内イベント，又は野外におけるイベント（近距離での会話が伴わないもの）など）について，11日（月）から（市民会館については12日（火）から）利用を再開します。ただし，公民館に併設された軽運動場，市民会館の大ホールについては，5月31日（日）まで利用中止を継続します。

【条件】

- ①三つの密の発生が原則想定されないこと（人と人との間隔はできるだけ2mを目安に）
- ②大声での発声，歌唱や声援，又は近接した距離での会話等が原則想定されないこと
- ③その他，必要に応じて，適切な感染防止対策（入場者の制限や誘導，手指の消毒設備の設置，マスクの着用，室内の換気等）が講じられること